

ひろしましょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しょうれい かしょう そあんこっし 広島市障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する条 例(仮称)素案骨子

もくてき 目的

この条 例は、障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する基本理念
や、本市の責務並びに事業者及び市民の役割を定め、相談及び紛争解決の
ための体制整備、障 害及び障 害者への理解促進その他の施策の基本的な
事項を定めることにより、地域共 生 社会の実現を図ることを目的として
います。

きほんりねん 基本理念

障 害を理由とする差別（不当な差別的取 扱いをすること又は合理的
配慮をしないこと）の解 消の推進は、次の基本理念にのっとり行われ
なければなりません。

- 1 全ての障 害者は、障 害者でない者と等しく、基本的人権を生まれ
ながらに持っている個人として尊 重され、その基本的人権にふさわし
い生活を保障される権利を有すること。
- 2 全ての障 害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その
他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 3 全ての障 害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての
選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共 生 することを
妨 げられないこと。
- 4 何人も、不当な差別的取 扱いをすることにより、障 害者の権利利益
を侵害してはならないこと。
- 5 全ての障 害者は、日常生活又は社会生活を 営 む上で障 壁となる

ような社会における事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を希望する場合は、合理的な配慮がなされる必要があること。

6 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な原因により、より困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされる必要があること。

7 何人も、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、お互いの立場を踏まえた当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

8 何人も、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること、及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害及び障害者に関する理解と関心を深める必要があること。

9 全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

10 全ての障害者は、災害時において障害の特性に応じた適切な配慮がなされる必要があること。

本市の責務、事業者及び市民の役割

本市の責務…障害及び障害者に関する理解の促進並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとします。

事業者の役割…その事業を行うに当たっては、障害及び障害者に関する理解と関心を深め、及び障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に行うよう努めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとします。

市民の役割…障害及び障害者に関する理解と関心を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとします。

障害を理由とする差別の禁止

◎不当な差別的取扱いの禁止

本市及び事業者は、その事務又は事業を行う際に、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはいけません。

◎合理的配慮の提供

1 本市は、その事務又は事業を行う際に、障害者又はその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から社会的障壁を除去してほしいという意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が重過ぎないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要で合理的な配慮をしなければいけません。

2 事業者は、その事業を行う際に、障害者等から社会的障壁を除去してほしいという意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が重過ぎないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要で合理的な配慮をするように努めなければなりません。

そうだんたいせい せいびとう
◎相談体制の整備等

- 1 本市は、障 害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、
必要な体制を整備します。
- 2 誰でも、本市に対し、障 害を理由とする差別に関する相談をする
ことができ、本市は、その解 消を図るため、必要に応じて、情 報 提 供、
助言、調 整等の対応を行います。

ふんそうかいけつ たいせいせいびとう
◎紛争解決のための体制整備等

- 1 広島市障 害者差別解 消 審議会
本市は、障 害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、
広島市障 害者差別解 消 審議会（以下「審議会」という。）を設置し
ます。
- 2 助言又はあっせん等
 - (1) 障 害を理由とする差別に関する相談を行った障 害者等は、
本市が対応を行ってもなお、その解 消が見込まれないときは、
市長に対し、紛争の解決を図るために必要な助言又はあっせんを
行うよう申し立てることができます。
 - (2) 市長は、申立てがあった場合は、申立てに関する調査を行い、
審議会に意見を求め、回答をもらい、紛争事案の当事者その他の関
係者に対し、助言又はあっせんを行います。
 - (3) 市長は、紛争事案の当事者である事業者が、正当な理由なく受
け入れた助言又はあっせんに 従わない場合等は、その事業者
に対して、紛争事案の解決のために必要な対応を行うよう勧告する

ことができます。

- (4) 市長は、^{しちょう} 勧告を受けた^{かんこく} 事業者が、^う 正当な理由なく^{じぎょうしゃ} 勧告に従^{せいとう} わないときは、^{りゆう} あらかじめ^{かんこく} 事業者^{したが} にその理由を^{いけん} 通知し、意見^の を述べる^{きかい} 機会^{あた} を与えた^{うえ} 上で、その旨^{むね} を公表^{こうひょう} することができます。

^{しょうがい} 障害を理由とする^{りゆう} 差別の^{さべつ} 解消^{かいしょう} を推進する^{すいしん} 施策^{しさく}

1 ^{しょうがい} 障害及び^{およ} 障害者^{しょうがいしゃ} に関する^{かん} 理解^り の促進^{かい} ^{そくしん}

本市は、^{ほんし} 障害及び^{しょうがい} 障害者^{およ} に関する^{しょうがいしゃ} 市民及び^{かん} 事業者^し の理解^し と関心^{みんおよ} を深める^{じぎょうしゃ} ため、^り 広報啓発活動^{かんしん} 、情報提供^{ほうか} 、教育^{こうほう} の推進^{けいはつ} 等の取組^{きょうい} を行^{すいしん} います。^{とりくみ} ^{おこな}

2 ^{じょうほう} 情報保障^{ほしょう} 及び^{およ} 意思疎通^{いし} 支援^{そつう} ^{しえん}

(1) 本市は、^{ほんし} 障害者^{しょうがい} が円滑に^{えんかつ} 情報^{じょうほう} を取得^{しゅとく} 及び^{およ} 利用^{りよう} し、その意思^{いし} を表示^{ひょうじ} し、並びに^{なら} 他人^{たにん} との意思疎通^{いし} を図^{はか} ることができるようにする^{ため}、^{てんじとう} 点字等^{しょうがい} 、障害^{とくせい} の特性^{おう} に応じた^{いし} 意思疎通手段^{そつう} による^{じょうほう} 情報^{ていきょう} 提供^{およ} 及び^{ふきゅう} その普及^{けいはつ} ・啓発^{ひつよう} に必要な^{しさく} 施策^{こう} を講じます。

(2) 本市は、^{ほんし} 手話^{しゅわ} が独自^{どくじ} の体系^{たいけい} を有^{ゆう} する言語^{げんご} であるとの認識^{にんしき} に基^{もと} いて、その普及^{ふきゅう} 及び^{けいはつ} 啓発^{ひつよう} のために必要な^{しさく} 施策^{こう} を講じます。

3 ^{さいがい} 災害時の^じ 支援^{しえん}

本市は、^{ほんし} 災害発生時^{さいがいはつせい} において、^{しょうがい} 障害^{とくせい} の特性^{おう} に応じた^{いし} 意思疎通手段^{そつう} による^{じょうほう} 情報^{ていきょう} 提供^{およ} を行^{おこな} うとともに、必要な^{ひつよう} 支援^{しえん} や環境整備^{かんきょうせいび} を行^{おこな} います。

4 ^{ひょうしょう} 表彰

市長は、^{しちょう} 障害^{しょうがい} を理由^{りゆう} とする^{さべつ} 差別^{かいしょう} を解消^と するための^{とりくみ} 取組^{かん} に関し、素^す 晴^ば らしい功績^{こうせき} があると認め^{みと} られるものを^{ひょうしょう} 表彰^を することができます。

しこうきじつとう
施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から一定の周知期間を置いて施行します。
- 2 市長は、この条例の施行後、社会情勢等を踏まえて条例の内容等について検討し、必要があるときは、見直しを行います。